

低入札価格調査制度対象工事に係る 重点調査の実施について

国土交通省大臣官房技術調査課技術管理第二係長

たか う かずひろ
高卯 和博



はじめに

国土交通省（旧建設省）においては、低入札価格調査制度の対象となる工事が年々増加していることを踏まえ、契約の内容に適合した履行ができるかどうか、特に重点的に調査を実施すべきものについての調査事項等を定めた「低入札価格調査マニュアル（重点調査用）」をまとめ、平成12年12月、各地方整備局に対し本マニュアルに基づき重点調査を試行するよう通知したのでその概要を報告します。



直轄工事における 低入札価格調査の状況

(1) 低入札価格調査の実施

著しい低価格入札は、①工事の手抜きなどによる品質の低下、②下請けへのしわ寄せ、③労働条件の悪化、④安全対策の不徹底等につながりやすいため、直轄工事においては、予算決算及び会計令第85条に基づき、契約ごとに2/3から8/10の範囲内で契約担当官の定める割合を予定価格に乗じた額に満たない場合に、低入札価格調査を実施しています。

契約担当官の定める割合

= (直接工事費の額 + 共通仮設費の額

+ 現場管理費相当額 × 1 / 5)
× (105 / 100) / 予定価格

(2) 調査対象件数の推移

図 1 は調査の対象件数と平均落札率の推移を示したものです。平均落札率が下落傾向にある一方、調査実施件数は平成 8 年度108件、平成 9 年度176件、平成10年度236件、平成11年度254件と年々増加し続けています。表 1 は平成11年度に調査を実施した工事件数を部局別、入札方式別、工事種別ごとに示したものです。この結果を見ると、入札方式別では指名競争入札方式が、また工事種別では建築関係、塗装、電気設備、セメントコンクリート舗装、造園、一般土木等において調査の実施対象工事の割合が高いことが分かり

図 1 低入札価格調査件数と平均落札率の推移

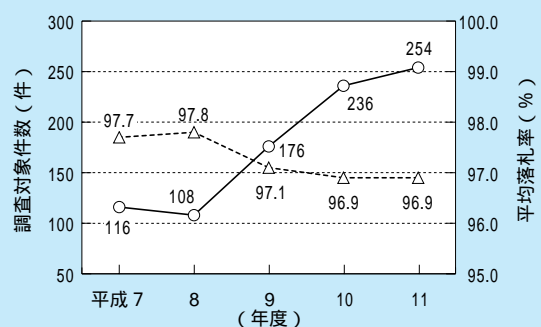


表 1 平成11年度入札価格調査による対象調査結果
総件数 (単位：件，%)

	平成11年度		
	低入札	全体件数	比率
部局別内訳			
東北	35	2,361	1.48
関東	32	3,255	0.98
北陸	9	1,386	0.65
中部	11	1,930	0.57
近畿	103	2,154	4.78
中国	20	1,728	1.16
四国	9	963	0.93
九州	33	3,083	1.07
官庁営繕部	1	53	1.89
土木研究所	1	24	4.17
入札方式別内訳			
一般競争	0	252	0.00
公募型指名競争	27	1,866	1.45
工事希望型指名競争	25	2,928	0.85
通常指名競争	202	11,891	1.70
工種別内訳			
一般土木	85	5,959	1.43
アスファルト舗装	16	1,729	0.93
鋼橋上部	1	357	0.28
造園	7	478	1.46
建築	29	818	3.55
木造建築	2	98	2.04
電気設備	20	602	3.32
暖冷房衛生設備	6	350	1.71
セメント・コンクリート舗装	1	22	4.55
プレストレスト・コンクリート	0	278	0.00
法面処理	3	179	1.68
塗装	25	432	5.79
維持修繕	33	2,904	1.14
しゅんせつ	0	24	0.00
グラウト	0	29	0.00
杭打	0	6	0.00
さく井	0	25	0.00
プレハブ建築	4	51	7.84
機械設備	8	804	1.00
通信設備	12	1,507	0.80
受変電設備	2	285	0.70
合 計	254	16,937	1.50
(注)「全体」は競争契約全体(「一般競争」+「指名競争」)を表す。 「比率」は(低入札件数)/(全体件数)を表す。 (資料)建設省直轄工事契約関係資料，平成12年度版，p.24			

ます。



重点調査マニュアルの概要

(1) 重点調査の目的

重点調査の目的は、実際の調査において合否の判断に必要な資料の内容や具体的な調査の方法などについて明らかにするとともに、施工段階でも調査結果のチェックを実施して、この結果をフォローアップすることにより、従来の低入札価格調査制度の運用強化を図るものです。

(2) 重点調査の対象

重点調査を実施する工事は、過去の実績等から、各地方整備局ごとに年間10件程度実施できるよう重点調査の基準を設定します。また、基準外であっても、通常の調査の過程で重点調査の必要があると認められた工事についても適用することとしています。

(3) 調査方法

重点調査を実施するに当たっては、当該調査が重点調査であることを入札者に伝え、原則として入札後7日以内に積算の基となった資料を指定の様式に従ってすべて文書で支出負担行為担当官に提出してもらうこととしており、文書が提出された後2～3日以内に入札者の責任者から事情聴取を行います。

調査は、表2に示す調査項目に応じて、入札金額の基となった積算の仕様や数量の確認、資材・労務・市場単価を確認することとし、これらが発注者の設定より相当程度異なった場合は、その理由についてさらに詳細な確認を行うこととしています。また、必要に応じて見積りの徴取、下請け予定業者へのヒアリングを実施するとともに、他の発注機関とも連携して当該業者が過去に施工した公共工事の内容の確認等も行うこととしています。

(4) 契約後の取り扱い

低入札価格調査の対象者と契約をする場合には、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」(平成6年3月30日付

表 2 低入札価格調査マニュアルに規定された調査内容

調査項目	調査の内容
①当該価格で入札した理由	・当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能か
②見積書または内訳書の内容	・設計図書で定められている仕様および数量になっているか ・資材単価，労務単価，および市場単価 ・下請け業者との関係 必要に応じて下請け業者からヒアリング ・安全対策は十分か ・管理費の計上
③手持ち工事の状況	・契約対象工事付近における手持ち工事および契約対象工事 ・技術者が適正に配置されているか
④契約対象工事個所と入札者の事務所，倉庫等との関係	・地理条件等をかんがみ，経費等の節減が可能か ・緊急時の対応等，安全管理の優位性
⑤手持ち資材の状況	・在庫の保管状況を写真等で確認
⑥資材購入先および購入先と入札者の関係	・資材販売店等の作成した見積書等により確認
⑦手持ち機械数の状況	・自社保有機械の確認
⑧労務者の具体的供給見通し	・労務者の確保計画および配置予定 ・雇用関係の確認
⑨過去に施工した公共工事名および発注者	・過去に施工した公共工事の施工体制台帳の内容 ・直轄工事における低入札受注工事の実績の有無
⑩建設副産物の搬出地	・適正な地を選定しているか ・処理価格は合理的か

け，建設省技調発第72号ほか)に基づき，監督体制の強化を行います。重点調査を実施した場合には，調査記録を監督員に引き継ぎ，施工体制台帳や施工計画書の内容について必ずヒアリングを実施するなどフォローアップを行うことになっています。



4 今後の課題と方針

不当な低価格での入札を排除するためには，発注者が低入札価格調査制度等の適切な運用を図ることにより，入札参加者が適正な積算に基づく入札を行うようにすることが必要です。ただし，「不適正な入札」となる判断基準については，例

えば，数値的な判断基準を設けると新たなロアリミットになりかねないなどの指摘もあり，このマニュアルでは，実際の調査において合否の判断に必要なとなる資料の内容や具体的な調査の手順などについて明らかにすることにより，従来の制度の運用強化を図ることとしました。

直轄工事では本マニュアルに従って重点的な調査を実施するとともに，施工段階でも調査結果のチェックを行うこととしており，この結果をフォローアップして，13年度以降の対応を検討することとしています。これらの取り組みが，不当な低価格受注に対する抑止力となり公共工事の品質確保に寄与するものと期待しています。